

募集等に係る株式等の顧客への配分に係る基本方針

2018年6月
BNPパリバ証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株式等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。当社では、個人のお客様を顧客とする募集等を行わないため、抽選による配分先の決定は原則として行いません。当社が、個人のお客様を顧客とする募集等を行う場合には、別途基本方針を定めるものとします。
3. 当社は下記の基準に従って適切な配分を心がけます。
 - (1) 新規公開株の場合
お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
 - ① 適合性の原則に関する基準
 - ・ 弊社は、口座開設後の期間とお取引の頻度に照らし新規公開株のリスクをご理解いただけるお客様に、かかるリスクをご理解いただいた上で配分を行うこととしております。
 - ・ 弊社は、新規公開株の申込み時に十分な預かり金があるお客様を優先して配分を行うこととしております。
 - ・ 弊社は、十分な投資経験があり、さらに、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。
 - ② 短期売買の排除に関する基準
 - ・ 弊社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しております。そのため、長期保有をしていただけるお客様を重視しております。そのため、新規公開株を入手した後、一定期間保有していただけるお客様を中心に配分を行います。つきましては、お申込みの段階にお客様に保有に関する意思をご確認させていただく場合がありますので、よろしく願いいたします。
 - ・ 弊社は、新規公開株の特性を重視し、長期安定的に保有してくださるお客様を中心に配分を行います。そのため、過去、弊社で配分した後、直ちに売却を行っているお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分数量が少なくなる場合がありますので、ご了解いただきますようお願いいたします。
 - ③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準
 - ・ 弊社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びそ

の需要申告が適切であったかどうかを確認させていただく場合があります。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

④ 営業部店毎に最終的な配分方針を決定する場合の基準

- ・ 弊社は、原則として上記適合性やお客様の投資経験、長期安定保有状況などを勘案の上、配分先を決定いたしますが、その具体的な配分の決定に当たっては、それぞれの営業部店において配分方針を個別に策定することがあります。
- ・ 弊社は、新規公開株の配分に当たっては、原則として上記適合性やお客様の投資経験、長期安定保有状況などを勘案の上、配分先を決定いたします。

(2) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記（１）の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

4. 当社は、新規公開株の配分を行うにあたっては、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、配分に際して基準を設け、配分を行うこととしております。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ（<http://japan.bnpparibas.com/>）及び営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、第6条までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、第7条に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株式等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、
 - (1) 発行会社が指定する者
 - (2) 当社の役職員
 - (3) 当社に対して特別の利害関係を有する者
 - (4) 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、
 - (5) 新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他

の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存です。

10. 株券等を配分した先のお客様の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品取引市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以上

